

## 【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年12月7日
【中間会計期間】	第6期中（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）
【会社名】	株式会社 ベリサーブ
【英訳名】	VeriServe Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井 清孝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)5700
【事務連絡者氏名】	取締役経理・広報IR担当 高橋 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03(5909)5700
【事務連絡者氏名】	取締役経理・広報IR担当 高橋 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
会計期間	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成18年 4月1日 至平成18年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日	自平成17年 4月1日 至平成18年 3月31日
売上高 (千円)	2,308,073	2,293,051	3,110,979	4,529,032	4,793,972
経常利益 (千円)	429,113	329,999	504,110	790,495	713,879
中間(当期)純利益 (千円)	267,228	190,145	291,663	449,733	414,797
持分法を適用した場 合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	363,143	366,629	370,506	364,236	368,382
発行済株式総数 (株)	23,550	23,719	23,907	23,603	23,804
純資産額 (千円)	1,548,899	1,928,521	2,416,885	1,733,591	2,156,679
総資産額 (千円)	2,176,931	2,522,317	3,224,222	2,515,055	2,720,980
1株当たり純資産額 (円)	65,770.67	81,307.04	101,095.31	73,447.91	90,601.56
1株当たり中間(当 期)純利益金額 (円)	11,375.64	8,051.21	12,224.97	19,118.09	17,510.12
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	10,865.00	7,743.34	11,888.13	18,291.53	16,893.26
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	1,500
自己資本比率 (%)	71.2	76.5	75.0	68.9	79.3
営業活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	90,146	49,234	300,451	393,573	92,958
投資活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	15,063	152,604	28,764	38,418	191,366
財務活動によるキャ ッシュ・フロー (千円)	4,466	4,628	31,761	6,398	7,748
現金及び現金同等物 の中間期末(期末) 残高 (千円)	1,388,993	1,572,255	1,820,262	1,670,997	1,580,337
従業員数 (人)	106	113	149	108	129

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) 株式会社CSK ホールディングス	東京都港区	72,195,281	持株会社等	63.6	事務所賃借 資金の預入れ 取締役の兼任(2名)

(注) 1. 有価証券報告書の提出会社であります。

## 4【従業員の状況】

### (1)提出会社の状況

平成18年9月30日現在

従業員数(人)	149
---------	-----

(注) 1. 従業員数は就業人員(社外から当社への出向者を含む)を記載しております。

2. 従業員数が前事業年度末と比べ20名増加しているのは、主として事業拡大によるものであります。

### (2)労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当中間期におけるわが国経済は、原油相場の騰落や長期金利の上昇等の影響が懸念されるものの企業の景況感は前期に引き続き回復基調で推移しており、ゼロ金利政策解除後も日本経済は緩やかな拡大基調で推移しております。

当社を取り巻く環境といたしましては、各種IT機器のメーカーでは、製品に組み込まれるソフトウェアが拡大する一方、様々な製品における不具合トラブルが発生しており、今まで以上に製品の品質管理体制を強化していく企業が増加していくものと考えております。

このような環境のもと、当社は、第三者の立場でソフトウェアのテスト・評価を行なう「第三者検証」を提唱し、製品企画段階から量産化に至る製品開発サイクルにおいて各段階に合わせたサービスを提供するフルライン検証サービスを目指しております。

当中間期においては、携帯電話分野では、この10月より始まったモバイルナンバーポータビリティサービス、多様化する顧客ニーズに対応するため、携帯電話の端末の種類が拡大し、この分野に対する売上高が増加いたしました。また、デジタル家電分野におきましては、液晶・プラズマ等に代表される薄型テレビやポータブル・オーディオ等のデジタルAV機器の開発支援検証サービスが拡大し、この分野の売上高が増加いたしました。

当社では、このような需要に対応するため、技術者の積極採用をすすめました。従業員数は、新卒、中途社員を含め前期末に比べ20名増加し、採用要員に対する技術教育等の費用が増加いたしました。

また、マーケティング活動の一環としてイベントへの出展及び製品に搭載されるソフトウェアのテスト・評価の重要性並びに品質向上のための手法等についての発表を行なう「システム検証セミナー」を9月に開催し、ソフトウェアの品質管理に携わられる方等287社、544名を集め、ソフトウェアの良し悪しが、高度なIT機器の品質を左右させるという状況を改めて認識いたしました。

以上のような事業活動の結果、当中間期の売上高は、3,110,979千円(前年同期比35.7%増)、営業利益は502,610千円(同53.2%増)、経常利益は504,110千円(同52.8%増)となりました。

これらの結果、当中間純利益は291,663千円(同53.4%増)となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

#### 「製品検証サービス」

当社の主力事業であります製品検証サービスのうち、総売り上げの92.8%を占める開発支援検証サービスは、前述のような検証対象製品が堅調に推移したことにより、売上高は2,886,714千円(前年同期比54.4%増)となりました。

また、認定支援サービスにつきましては、米国マイクロソフト社の承認を必要とするDesigned for Windows®ロゴ取得の支援を主力としたサービスで、Windows XPへの対応等が一巡し、売上高は41,340千円(同57.7%減)となりました。

検証情報サービスは、IT機器どうしを組み合わせ使用した場合の動作確認情報の提供及びITプラットフォームテストセンターを時間単位で提供するサービスであり、売上高は16,476千円(同22.7%減)となりました。

以上の結果、製品検証サービスの売上高は2,944,531千円(同48.1%増)となりました。

#### 「セキュリティ検証サービス」

セキュリティ検証サービスは、顧客の社内システム及びインターネット経由で公開するホームページ、あるいは電子商取引用のインターネットシステム等に対し、スケーラビリティ・テスト・サービス(STS)として、負荷の許容量を調査するサービスであり、売上高22,471千円(前年同期比3.3%減)となりました。

#### 「その他のサービス」

その他のサービスにつきましては、上記事業部門に分類されない検証業務や顧客企業内でのシステムインフラの構築やシステム開発及び社内システム保守・運用に関するサービスを提供しております。

当社ではシステム検証業務に注力し、新規のシステム開発等を行なっていないため、当中間期の売上高は143,975千円(前年同期比48.9%減)となりました。

## (2) キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物の当中間会計期間末残高は、前事業年度末より239,925千円増加して、1,820,262千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは300,451千円の増加（前年同期は49,234千円の増加）となりました。これは主に税引前中間純利益の計上（504,110千円）及び仕入債務の増加（71,854千円）により増加したものの、売上債権の増加（180,623千円）及び法人税等の支払（117,637千円）により減少したことによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは28,764千円の減少（前年同期は152,604千円の減少）となりました。これは主に社内システム構築による器具備品の購入及びソフトウェアの取得により減少したことによるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、主に配当金の支払により31,761千円の減少（前年同期は4,628千円の増加）となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社の提供している事業はシステム検証サービス業でありますので、事業上の特性から生産実績を示すことは困難であるため記載しておりません。

### (2) 受注実績

当中間会計期間の受注実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)			
	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
開発支援検証サービス	3,269,086	48.5	1,608,781	94.1
認定支援サービス	35,900	75.2	1,500	97.1
検証情報サービス	16,476	25.7	-	-
製品検証サービス計	3,321,463	40.2	1,610,281	82.6
セキュリティ検証サービス	16,295	24.1	1,000	55.0
その他のサービス	187,390	41.1	76,979	18.8
合計	3,525,150	30.2	1,688,261	77.9

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業の部門別に示すと次のとおりであります。

事業部門別	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前年同期比(%)
開発支援検証サービス(千円)	2,886,714	54.4
認定支援サービス(千円)	41,340	57.7
検証情報サービス(千円)	16,476	22.7
製品検証サービス計(千円)	2,944,531	48.1
セキュリティ検証サービス(千円)	22,471	3.3
その他のサービス(千円)	143,975	48.9
合計(千円)	3,110,979	35.7

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 前中間会計期間及び当中間会計期間の主要な販売先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社CSKホールディングス	922,951	40.3	-	-
株式会社CSKシステムズ	-	-	531,763	17.1
ソニー株式会社	23,661	1.0	378,320	12.2
バイオニア株式会社	208,661	9.1	346,026	11.1

(注) 1. 株式会社CSKは、平成17年10月1日の会社分割により、純粋持株会社の株式会社CSKホールディングスと従来の株式会社CSKの事業を承継する株式会社CSKシステムズになっております。

営業取引につきましては、株式会社CSKシステムズがこの部分を承継しております。なお、前中間会計期間における実績につきましては、株式会社CSKホールディングスとの取引として記載しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

昨今、カーナビゲーション・システムを中心としたITS分野、携帯電話及びデジタルカメラ分野、さらにデジタルテレビ及びDVDレコーダー、オーディオ等の情報家電分野が特に高機能化・低価格化が進み、競争が激化しております。このような背景のもと、システム検証業務の市場が拡大している状況において、前述の各成長分野での当社のシェアを獲得・拡大していくことが、最重要課題であると認識しております。また、同時に新しい成長分野における顧客ニーズに対応できるシステム検証技術者の育成が重要な課題であると認識しております。

### 4【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間においては、新たな経営上の重要な契約等を締結しておりません。

### 5【研究開発活動】

当社が提供するシステム検証というソフトウェアの品質管理分野の標準的手法を確立するため、システム検証理論の研究を行っております。当該研究は全事業部門に共通する内容であり、当該研究のために開催している「システム検証理論研究会」ならびに各部署から技術者が自発的に参加している「システム検証理論推進会」の運営に要した費用等、当中間会計期間にかかる研究開発費は、6,007千円であります。



### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

主要な設備の新設または除却等の計画はございません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	64,000
計	64,000

##### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行 数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成18年12月7日)	上場証券取引所名又は登 録証券協会名	内容
普通株式	23,907	23,915	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら 限定の無い当社 における標準と なる株式
計	23,907	23,915	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年8月22日臨時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	709(注)7	701(注)7
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	709(注)1、6、7	701(注)1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	41,250(注)2、3、7	41,250(注)2、3、7
新株予約権の行使期間	自 平成15年9月1日 至 平成22年8月31日 (注)5	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 41,250 資本組入額 20,625 (注)2、3、7	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4、5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他一切の 処分は、これを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

2. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込価額 = 調整前払込価額 ×  $\frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$

3. 時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件はつぎのとおりであります。
- (ア) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。
  - (イ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
  - (ウ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分はこれを認めない。
  - (エ) その他の条件については「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
5. 新株予約権の行使期間にかかわらず、新株予約権の割当てを受けた者は、当社の株式が日本国内の証券取引所に上場され、または日本証券業協会に店頭上場した日から6ヶ月間は新株予約権を行行使することができないものとする。
6. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。
7. 平成15年8月26日開催の取締役会決議に基づき、平成15年9月16日付をもって普通株式1株を2株に株式分割しております。また、平成15年12月9日開催の取締役会決議に基づき、平成16年2月20日付をもって平成15年12月31日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式1株を4株に分割いたしております。これらにより、新株予約権の数は149個から1,192個に、新株予約権の目的となる株式の数は149株から1,192株に、発行価格は330,000円から41,250円に、資本組入額は165,500円から20,625円に、新株予約権の行使時の払込金額は330,000円から41,250円にそれぞれ調整されております。

## 平成16年6月17日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	281	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	281(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,350,000(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年7月1日 至平成20年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,350,000 資本組入額 675,000 (注)2、3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他一切の 処分は、これを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う事ができるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

3. 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う事ができるものとする。

4. 本新株予約権の行使の条件はつぎのとおりであります。

(ア) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。

(イ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、本新株予約権割当契約書に定める条件による。

(ウ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。

(エ) その他の条件については、本新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

平成17年6月24日株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日)
新株予約権の数(個)	280	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	280(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	640,000(注)2、3	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 640,000 資本組入額 320,000 (注)2、3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他一切の 処分は、これを認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

(注)1. 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。  
ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設合併もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う事ができるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・合併の比率}}$$

3. 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の計算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う事ができるものとする。

4. 本新株予約権の行使の条件はつぎのとおりであります。

(ア) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。

(イ) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することができるものとする。ただし、本新株予約権割当契約書に定める条件による。

(ウ) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は、これを認めない。

(エ) その他の条件については、本新株予約権割当契約書に定めるところによる。

5. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株であります。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日 (注)	103	23,907	2,124	370,506	2,124	354,256

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社CSKホールディングス	東京都港区南青山2丁目26-1	15,200	63.58
ベリサーブ従業員持株会	東京都新宿区西新宿6丁目24-1	814	3.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	499	2.09
ピーエヌピー パリバ セキュリティーズ サービス ルクセンブルグ ジャスデック セキュリティーズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店カस्टディ業務部)	23, AVENUE DE LA PORTE NEUVE L-2085 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	461	1.93
浅井 清孝	東京都稲城市	400	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	122	0.51
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	110	0.46
寺西 美智子	兵庫県芦屋市	90	0.38
塚本 彰彦	静岡県沼津市	81	0.34
株式会社カワノ・トラスト	東京都新宿区新宿3丁目28-11	70	0.29
計	-	17,847	74.65

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 23,907	23,907	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	23,907	-	-
総株主の議決権	-	23,907	-

【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	526,000	472,000	380,000	362,000	360,000	425,000
最低(円)	443,000	358,000	296,000	282,000	312,000	335,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものです。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の中間財務諸表については、中央青山監査法人により中間監査を受け、当中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の中間財務諸表については、みずず監査法人により中間監査を受けております。

なお、中央青山監査法人は平成18年9月1日付で名称をみずず監査法人に変更しております。

### 3．中間連結財務諸表について

当社は子会社はありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。



【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		1,572,255		1,018,944		780,059	
2. グループ内預け 金	1	-		801,318		800,277	
3. 売掛金		635,541		973,378		792,754	
4. たな卸資産		6,122		39,856		9,385	
5. 繰延税金資産		41,337		62,651		59,442	
6. その他		14,552		53,660		20,215	
流動資産合計		2,269,808	90.0	2,949,810	91.5	2,462,135	90.5
固定資産							
1. 有形固定資産	2	35,569		36,837		33,364	
2. 無形固定資産		49,948		65,241		58,281	
3. 投資その他の資 産							
(1) 繰延税金資産		19,733		21,743		20,399	
(2) 敷金保証金		147,257		150,589		146,798	
投資その他の資 産合計		166,990		172,333		167,198	
固定資産合計		252,508	10.0	274,412	8.5	258,844	9.5
資産合計		2,522,317	100.0	3,224,222	100.0	2,720,980	100.0
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		208,108		323,018		251,163	
2. 未払費用		136,946		100,331		64,611	
3. 未払法人税等		114,607		226,287		125,661	
4. 賞与引当金		73,000		101,000		78,000	
5. その他	3	35,721		37,938		22,634	
流動負債合計		568,384	22.5	788,575	24.4	542,072	19.9

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
固定負債							
1.退職給付引当金		22,211		15,561		19,028	
2.役員退職慰労金 引当金		3,200		3,200		3,200	
固定負債合計		25,411	1.0	18,761	0.6	22,228	0.8
負債合計		593,795	23.5	807,337	25.0	564,300	20.7
(資本の部)							
資本金		366,629	14.6	-	-	368,382	13.5
資本剰余金							
1.資本準備金		350,379		-		352,132	
資本剰余金合計		350,379	13.9	-	-	352,132	13.0
利益剰余金							
1.中間(当期)未 処分利益		1,211,512		-		1,436,164	
利益剰余金合計		1,211,512	48.0	-	-	1,436,164	52.8
資本合計		1,928,521	76.5	-	-	2,156,679	79.3
負債資本合計		2,522,317	100.0	-	-	2,720,980	100.0
(純資産の部)							
株主資本							
1.資本金		-	-	370,506	11.5	-	-
2.資本剰余金							
(1)資本準備金		-		354,256		-	
資本剰余金合計		-	-	354,256	11.0	-	-
3.利益剰余金							
(1)その他利益剰余 金							
繰越利益剰余金		-		1,692,121		-	
利益剰余金合計		-	-	1,692,121	52.5	-	-
株主資本合計		-	-	2,416,885	75.0	-	-
純資産合計		-	-	2,416,885	75.0	-	-
負債純資産合計		-	-	3,224,222	100.0	-	-

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		2,293,051	100.0	3,110,979	100.0	4,793,972	100.0
売上原価		1,566,025	68.3	2,104,390	67.6	3,266,221	68.1
売上総利益		727,026	31.7	1,006,588	32.4	1,527,751	31.9
販売費及び一般管理費		398,880	17.4	503,977	16.2	816,972	17.1
営業利益		328,145	14.3	502,610	16.2	710,778	14.8
営業外収益	1	2,010	0.1	1,827	0.0	3,643	0.1
営業外費用	2	156	0.0	327	0.0	542	0.0
経常利益		329,999	14.4	504,110	16.2	713,879	14.9
特別損失	3	2,215	0.1	-	-	2,215	0.1
税引前中間(当期)純利益		327,784	14.3	504,110	16.2	711,664	14.8
法人税、住民税 及び事業税		106,000		217,000		284,000	
法人税等調整額		31,638	137,638	6.0	4,552	212,447	6.8
中間(当期)純利益		190,145	8.3	291,663	9.4	414,797	8.7
前期繰越利益		1,021,367		-		1,021,367	
中間(当期)未処分利益		1,211,512		-		1,436,164	

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他 利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
平成18年3月31日残高 (千円)	368,382	352,132	1,436,164	2,156,679	2,156,679
中間会計期間中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	2,124	2,124		4,248	4,248
剰余金の配当(注)			35,706	35,706	35,706
中間純利益			291,663	291,663	291,663
中間会計期間中の変動額合 計 (千円)	2,124	2,124	255,957	260,206	260,206
平成18年9月30日残高 (千円)	370,506	354,256	1,692,121	2,416,885	2,416,885

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 税引前中間(当期) 純利益		327,784	504,110	711,664
2. 減価償却費		11,766	16,665	26,871
3. 引当金の増減額(減 少額)		26,207	19,532	24,390
4. 受取利息		630	1,229	1,287
5. 有形固定資産除却損		2,215	-	2,215
6. 売上債権の増減額 (増加額)		10,431	180,623	146,781
7. たな卸資産の増減額 (増加額)		5,316	30,470	2,052
8. 仕入債務の増減額 (減少額)		68,972	71,854	25,916
9. 未払費用の増減額 (減少額)		58,143	35,719	14,190
10. その他		33,806	18,509	29,175
小計		286,040	417,048	501,060
11. 利息及び配当金の受 取額		641	1,040	1,273
12. 法人税等の支払額		237,447	117,637	409,375
営業活動によるキャッ シュ・フロー		49,234	300,451	92,958
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 有形固定資産の取得 による支出		4,399	8,197	26,364
2. 無形固定資産の取得 による支出		14,366	16,850	31,621
3. 敷金保証金の増減額		133,838	3,717	133,379
投資活動によるキャッ シュ・フロー		152,604	28,764	191,366
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
1. 株式の発行による収 入		4,628	3,944	7,748
2. 配当金の支払額		-	35,706	-
財務活動によるキャッ シュ・フロー		4,628	31,761	7,748

		前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度の要約キャッ シュ・フロー計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
現金及び現金同等物の 増減額(減少額)		98,742	239,925	90,660
現金及び現金同等物の 期首残高		1,670,997	1,580,337	1,670,997
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,572,255	1,820,262	1,580,337

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法を採用しております。	たな卸資産 仕掛品 同左	たな卸資産 仕掛品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年以内)による定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	新株発行費 支払時に全額費用処理しております。	株式交付費 同左	新株発行費 同左
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当中間会計期間末において回収不能見込額は認められず、貸倒引当金は計上していません。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左	(1) 貸倒引当金 金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当事業年度末において回収不能見込額は認められず、貸倒引当金は計上していません。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 また数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	(4) 役員退職慰労金引当金 役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく支給見込額を計上しております。 なお、当社は内規を改定しているため、支給見込額は増加いたしません。	(4) 役員退職慰労金引当金 同左	(4) 役員退職慰労金引当金 同左
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
6. 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限及び満期の到来する短期投資からなっております。	同左
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左



会計方針の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は同額であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>1 .</p> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額 25,626千円</p> <p>3 . 消費税等の取扱い 仮払消費税等と仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>1 . 「グループ内預け金」は、「CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」(CMS : CSKグループの資金効率化を目的)による預け入れであります。なお、当該預け先は、CMSの母体であり当社の親会社でもある株式会社CSKホールディングスであります。</p> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額 36,620千円</p> <p>3 . 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>1 . 「グループ内預け金」は、「CSKグループ・キャッシュマネジメントシステム」(CMS : CSKグループの資金効率化を目的)による預け入れであります。なお、当該預け先は、CMSの母体であり当社の親会社でもある株式会社CSKホールディングスであります。</p> <p>2 . 有形固定資産の減価償却累計額 31,693千円</p> <p>3 . 消費税等の取扱い</p>

( 中間損益計算書関係 )

前中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	前事業年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
<p>1 . 営業外収益のうち主要なもの 還付消費税 1,323千円</p> <p>2 . 営業外費用の内訳 新株発行費 156千円</p> <p>3 . 特別損失の内訳 固定資産除却損 2,215千円</p> <p>4 . 減価償却実施額 有形固定資産 4,890千円 無形固定資産 6,875千円</p>	<p>1 . 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,229千円 講習会受講料収入 500千円</p> <p>2 . 営業外費用の内訳 株式交付費 327千円</p> <p>3 .</p> <p>4 . 減価償却実施額 有形固定資産 4,926千円 無形固定資産 11,738千円</p>	<p>1 . 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,287千円 還付消費税 1,323千円 講習会受講料収入 800千円</p> <p>2 . 営業外費用の内訳 新株発行費 542千円</p> <p>3 . 特別損失の内訳 固定資産除却損 2,215千円</p> <p>4 . 減価償却実施額 有形固定資産 10,958千円 無形固定資産 15,912千円</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当中間会計期間増加株式数(株)	当中間会計期間減少株式数(株)	当中間会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	23,804	103	-	23,907
合計	23,804	103	-	23,907
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の増加103株は、新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	35,706	1,500	平成18年3月31日	平成18年6月23日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)	現金及び現金同等物の中間会計期間末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と要約貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年3月31日現在)
現金及び預金勘定 1,572,255千円 現金及び現金同等物 1,572,255千円	現金及び預金勘定 1,018,944千円 グループ内預け金 801,318千円 現金及び現金同等物 1,820,262千円	現金及び預金勘定 780,059千円 グループ内預け金 800,277千円 現金及び現金同等物 1,580,337千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定に準じて記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定に基づき記載を省略しております。

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年9月30日現在)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

当中間会計期間末(平成18年9月30日現在)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

前事業年度末(平成18年3月31日現在)

当社は有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当中間会計期間において、当社はストック・オプションの付与を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

当社には関連会社がありませんので、該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 81,307円04銭	1株当たり純資産額 101,095円31銭	1株当たり純資産額 90,601円56銭
1株当たり中間純利益金額 8,051円21銭	1株当たり中間純利益金額 12,224円97銭	1株当たり当期純利益金額 17,510円12銭
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 7,743円34銭	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額 11,888円13銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 16,893円26銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末 (平成17年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年 9月30日)	前事業年度末 (平成18年 3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	-	2,416,885	-
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	-	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	-	2,416,885	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末(期末)の普通株式の株 (株)	-	23,907	-

(注) 2. 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純 利益金額			
中間(当期)純利益 (千円)	190,145	291,663	414,797
普通株主に帰属しない金 額(千円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当 期)純利益(千円)	190,145	291,663	414,797
期中平均株式数(株)	23,617	23,858	23,689
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整 額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	939	676	865
(うち新株予約権(株))	(939)	(676)	(865)
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益金 額の算定に含めなかった潜 在株式の概要	潜在株式の種類 新株予約権 潜在株式の数 (平成16年 6月17日決議) 281株 (平成17年 6月24日決議) 283株	潜在株式の種類 新株予約権 潜在株式の数 (平成16年 6月17日決議) 281株 (平成17年 6月24日決議) 280株	潜在株式の種類 新株予約権 潜在株式の数 (平成16年 6月17日決議) 281株 (平成17年 6月24日決議) 280株

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第5期）（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

平成18年6月26日関東財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月7日

株式会社ベリサーブ  
取締役会 御中

## 中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木 正 明  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 日 高 真理子  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリサーブの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベリサーブの平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月6日

株式会社ベリサーブ  
取締役会 御中

## みすず監査法人

指定社員 公認会計士 日高 真理子  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 菅田 裕之  
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ベリサーブの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ベリサーブの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

( ) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。